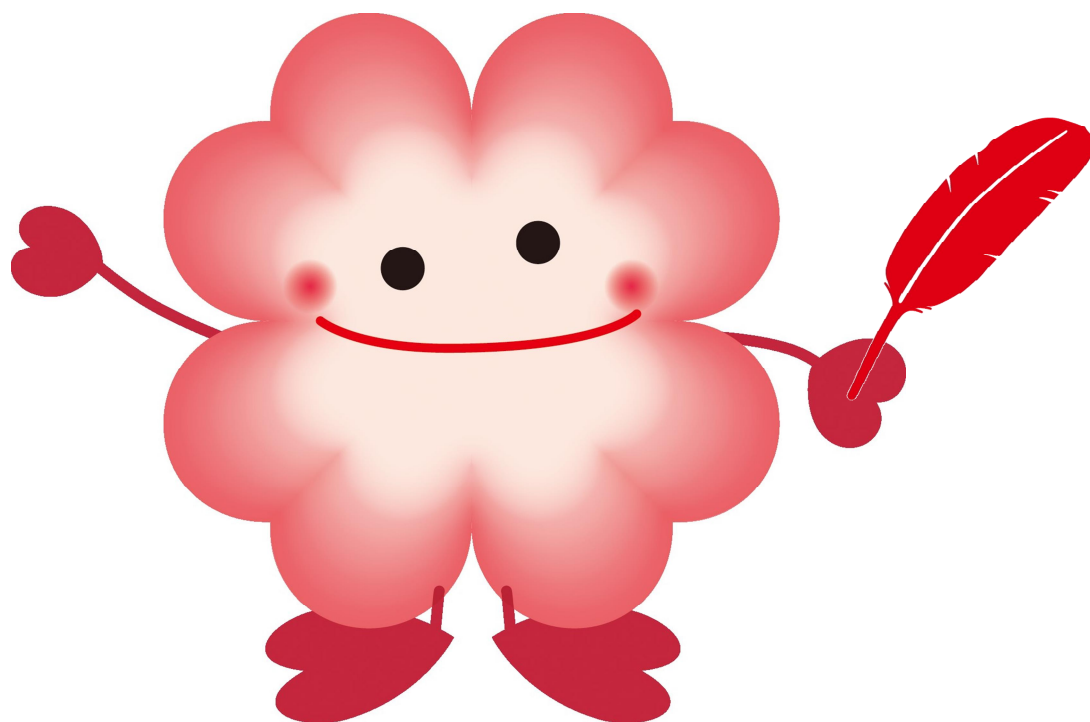


令和 8 年度 地域福祉活動“開設費”助成金 申請ガイド



朝霞市社協マスコット

アーシャ♥るくるん

目 次

- 令和 8 年度地域福祉活動開設費助成金交付事業実施要領..... p. 1
- 申請から交付までの流れ..... p.4
- 地域福祉活動助成金交付要綱..... p.5
- 提出前の最終チェックリスト..... p.13

【別添】 令和 8 年度社協助成金の概要
提出書類一式

令和 8 年度地域福祉活動開設費助成金交付事業実施要領

1. 趣旨

市民が自主的に地域福祉の向上及び充実を図ることを目的に新たに結成した団体の運営に対して、赤い羽根共同募金の配分金を活用して、本会の予算の範囲内で助成金を交付します。

2. 助成対象条件

以下の区分別条件、共通条件をすべて満たしている団体であること。

区 分	区分別条件
地域福祉活動団体 (ボランティア団体、福祉活動団体、 当事者団体、NPO 法人など)	①開設後、1 年未満であること。 ②ボランティア団体、福祉活動団体、当事者団体、NPO 法人等に該当すること。
ふれあい・いきいきサロン	①開設後、半年未満であること。 ②高齢者、障害者及び子育て中の親子などを対象に、居場所づくりの活動をしていること。 ※子育てサロンは、世代間交流を伴う活動とすること。 ③毎月開催、または開催予定であること。
地域会食会	①開設後、半年未満であること。 ②高齢者を対象とした居場所づくりの活動及び食事の提供をしていること。

【共通条件】

- ・対象者であれば誰もが参加できる活動であること。
- ・朝霞市内に拠点を置いて活動していること。
- ・構成員が 5 人以上で、その過半数以上が朝霞市民であること。
- ・規約、または会則を有していること。
- ・営利、政治、宗教等の活動を目的としないこと。

3. 対象経費

開設費	対象	会場費、保険料、郵便料、印刷費、材料費、什器備品購入費など
(例)	対象外	茶菓子、スタッフ・ボランティアの飲食費・懇談会経費、領収書等がなく支払ったことを証

明できないもの、開設に直接関係のない経費

4. 助成基準額・申請回数

助成基準額: 5,000 円

申請回数: 助成基準額の範囲内であれば複数回申請可能

5. 申請期間

申請期間: 令和 8 年 4 月 20 日(月)~12 月 28 日(月)

6. 申請書類

- ① 地域福祉活動開設費助成金交付申請書【社協指定の様式使用(様式第 3 号)】
- ② 申請団体概要(設立趣意書など)
- ③ 規約、または会則
- ④ 構成員名簿 ※市内在住者の人数把握のため、氏名と住所を記載してください。
- ⑤ ボランティア団体等情報カード【社協指定の様式使用】
- ⑥ 使途、及び金額がわかるもの(見積書、写真など)

- ③に団体概要が明記されている場合、②は省略可。
- 様式は社協ホームページからダウンロードできます。

The screenshot shows the homepage of the Choshi City Social Welfare Association. The navigation menu includes '子ども', '高齢者', '障害のある方', 'ボランティア', and '暮らし・相談'. A red arrow points to the '暮らし・相談' menu item. Below the menu, a red box highlights a QR code and text that reads: '本会ホームページ こちらの「補助金・助成金情報」のページからダウンロードできます。 ※用紙の色は何色でも構いません。' A second red arrow points from this text to the '補助金・助成金情報' link in the right-hand sidebar menu.

7. 申請方法

提出書類に必要事項を記入の上、**来所**での提出をお願いします。

金額に関する訂正があった場合は訂正印、もしくは申請者のサインが必要になります。



8. 交付（不交付）決定

交付（不交付）決定：審査後、申請した月の翌月下旬までに交付（不交付）決定通知書を送付。

※ここでの決定は、**交付の可否のみ**となります。交付額は、**地域福祉活動助成金実績報告書兼請求書（様式第8号）**提出後に決定します。

9. 交付額の決定

交付決定通知書を受け取った団体は、通知日から1カ月以内に下記の書類を提出してください。

①地域福祉活動開設費助成金実績報告書兼請求書（様式第8号）

②通帳のコピー

③請求に係る根拠資料（領収書、使途がわかる写真など）

交付額決定：審査後、書類（①～③）を提出した月の翌月末日までに交付。

※交付は「実費払い」となります。申請に基づき各団体で支出した費用を交付します。

10. 助成金交付団体の公表について

地域福祉活動開設費助成金は、地域の皆さまからいただいた赤い羽根共同募金を財源としています。

赤い羽根共同募金が身近な地域でどのように活用されているかを周知するために、助成を受けた団体を社協の広報媒体（広報紙、ホームページ、SNSなど）で公表します。

また、職員が訪問し、活動の様子を写真撮影させていただく場合があります。可能な範囲でご協力ください。

11. 共同募金運動へのご協力について

赤い羽根共同募金運動の一環として毎年10月頃に街頭募金を行っています。

助成を受けた団体に、街頭募金参加者募集のご案内をさせていただく場合がありますので、

ご協力をお願いします。（参加は任意です。）



申請から交付までの流れ

令和 8 年 4 月 20 日(月)～12 月 28 日(月)

申請書類提出【団体→社協】

要件を満たす



申請した月の**翌月下旬までに**
交付決定通知書送付【社協→団体】



交付決定通知書受領後、1 カ月以内に申請に基づ
き必要経費を支出し**請求書類提出**【団体→社協】



請求書類を提出した月の**翌月末までに**
助成金の**交付(振込)**【社協→団体】

要件を満たさない



申請した月の**翌月下旬までに**
不交付決定通知書送付【社協→団体】
(提出書類は返却)

【例】

- ①令和 8 年 5 月 10 日に申請書類提出【団体→社協】
- ②令和 8 年 6 月 20 日に交付決定通知書送付【社協→団体】
- ③令和 8 年 6 月 30 日に物品を購入【団体】
- ④令和 8 年 7 月 20 に実績報告書兼請求書を提出【団体→社協】
- ⑤令和 8 年 8 月 31 日に助成金の交付(振込)【社協→団体】

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が自主的に地域福祉の向上及び充実を図ることを目的に結成した団体の運営及び事業活動を支援するため、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が共同募金の配分金を利用して行う地域福祉活動助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象)

第2条 助成金の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次に掲げる事項を全て満たす団体とする。

- (1) 本会の活動に協力し、かつ、地域福祉の向上及び充実に寄与する事業を行っていること。
- (2) 朝霞市内に拠点をおいて活動していること。
- (3) 構成員が5人以上で、その過半数以上が朝霞市民であること。
- (4) 規約又は会則を有していること。
- (5) 毎年、収支予算書及び収支決算書を作成していること。
- (6) 会費、参加費等を徴収するなど、自主財源の確保に努めていること。(事業費助成金を除く)
- (7) 営利、政治、宗教等の活動を目的としていないこと。

2 活動実績が短いため申請時点で収支決算書を作成するに至っていない対象団体については、前項第6号の規定のうち収支決算書を作成していることを要件から除くものとする。

3 第1項第7号については、次条第1号の対象団体に限るものとする。

(助成金の種類及び申請回数)

第3条 助成金の種類は、次の各号のとおりとし、対象団体が各年度において申請できる回数は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域福祉活動運営費助成金 1団体につき1回を限度とする。
- (2) 地域福祉活動事業費助成金 1団体につき1回を限度とする。
- (3) 地域福祉活動開設費助成金 1団体につき助成基準額の上限額まで複数回申請することができる。

(助成金の区分及び交付額等)

第4条 助成金の交付は、毎年度の予算の範囲内において行う。

2 前条各号に掲げる助成金の種類ごとの区分、対象団体としての活動実績及び要件並びに助成基準額、留意事項並びに対象経費は、別表のとおりとする。

3 交付額は、別表の助成基準額に定める額以内とする。

(申請)

第5条 対象団体は、地域福祉活動運営費助成金の交付を申請するときは、地域福祉活動運営費助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して本会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 規約又は会則
- (3) 構成員名簿(複数の対象団体が組織する協議会等が申請する場合は、構成団体名簿)
- (4) 事業報告書及び収支決算書(既に本会へ提出済みの対象団体は、不要)
- (5) ボランティア団体等情報カード(複数の対象団体が組織する協議会等が申請する場合は、構成団体のボランティア団体等情報カード)
- (6) 会長が必要と認める書類

2 対象団体は、地域福祉活動事業費助成金の交付を申請するときは、地域福祉活動事業費助成金交付申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添付して本会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 規約又は会則
- (3) 構成員名簿
- (4) 「朝霞市社会福祉協議会 地域福祉活動事業費助成金事業」と明記されたチラシ(申請時に提出できない場合は、事業実施1か月前までに提出する。)
- (5) ボランティア団体等情報カード
- (6) 会長が必要と認める書類

3 対象団体は、地域福祉活動開設費助成金の交付を申請するときは、地域福祉活動開設費助成金交付申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付して本会に提出しなければならない。

- (1) 申請団体概要
- (2) 規約又は会則
- (3) 構成員名簿

- (4) ボランティア団体等情報カード
 - (5) 用途及び金額が分かるもの（見積書、写真など）
 - (6) 会長が必要と認める書類
- （助成金の交付又は不交付の決定及び通知）

第6条 前条の申請があったときは、本会は、当該申請に係る内容を審査し、助成金の交付（交付額を含む。）又は不交付の決定を行う。ただし、地域福祉活動開設費助成金については、助成金の交付又は不交付のみを決定し、交付額の決定は、第8条第3項の報告の後に行う。

2 前項により、助成金の交付を決定したときは、地域福祉活動助成金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

3 第1項により、助成金の不交付を決定したときは、地域福祉活動助成金不交付決定通知書（様式第5号）により通知する。この場合において、前条により提出された申請書及び添付書類は、返還するものとする。

（助成金の交付）

第7条 地域福祉活動運営費助成金及び地域福祉活動事業費助成金については、前条第2項の通知後に交付する。

2 地域福祉活動開設費助成金については、次条第3項の報告に係る書類を審査し、交付額を決定した後に交付する。

（報告）

第8条 地域福祉活動運営費助成金の交付を受けた団体は、当該会計年度終了後2か月以内に、地域福祉活動運営費助成金実績報告書（様式第6号）に当該地域福祉活動運営費助成金に係る事業報告書及び収支決算書を添付して本会に提出しなければならない。

2 地域福祉活動事業費助成金の交付を受けた団体は、当該事業終了後1か月以内に、地域福祉活動事業費助成金実績報告書（様式第7号）に当該事業に係る収支決算書、領収書の写し及びチラシ、写真その他の事業の内容がわかるものを添付して本会に提出しなければならない。

3 地域福祉活動開設費助成金の交付を受ける団体は、地域福祉活動助成金交付決定通知書を発送した日から1か月以内に、地域福祉活動開設費助成金実績報告書兼請求書（様式第8号）に開設に係る領収書及び用途がわかる写真等を添付して本会に提出しなければならない。

（交付団体の責務）

第9条 この要綱に定めるところにより助成金の交付を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、交付を受けた目的及び用途に反して助成金を使用してはならない。

（返還）

第10条 交付団体は、事業の中止その他の事由により交付された助成金を支出しなくなったときは、速やかに、地域福祉活動助成金返還届（様式第9号）を本会に提出し、当該助成金を返還しなければならない。

2 地域福祉活動事業費助成金の交付団体は、実際に支出した額が交付額を下回り余剰金が生じた場合は、地域福祉活動助成金返還届を本会に提出し、当該余剰金を返還しなければならない。

3 本会は、交付団体が当該年度中に休止、解散等により6か月以上の活動実績がないと認められるときは、交付額の全部又は一部を返還させるものとする。

4 本会は、交付団体が前条の定めに違反し、又は偽りその他不正な行為があったと認められるときは、交付額の全部又は一部を返還させるものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会地域福祉活動助成金交付要綱（平成28年4月1日）は、廃止する。

3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

4 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

5 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1. 助成金の種類ごとの区分、対象団体としての活動実績及び要件並びに助成基準額

助成金の種類 ／区分		対象団体		助成基準額
		活動実績	要件	
地域福祉活動運営費助成金	地域福祉活動団体	1年以上	ボランティア団体、福祉活動団体、当事者団体、NPO法人など	24,000円（2,000円×12ヶ月）
	ふれあい・いきいきサロン	半年以上かつ5回以上	以下の全てを満たしていること。 ・高齢者、障害者及び子育て中の親子などを対象に、居場所づくりの活動をしていること。ただし、子育てサロンは、世代間交流を伴う活動とすること。 ・対象者であれば誰もが参加できる活動であること。 ・毎月、開催していること。	2,000円×開催回数（上限80,000円。事前準備及び他団体との共催事業は、開催回数から除外する。）
	地域会食会	半年以上かつ5回以上	以下の全てを満たしていること。 ・高齢者を対象とした居場所づくりの活動及び食事の提供をしていること。 ・対象者であれば誰もが参加できる活動であること。	4,500円×開催回数（上限108,000円。事前準備及び他団体との共催事業は、開催回数から除外する。）
地域福祉活動事業費助成金		条件なし	以下の全てを満たしていること。 ・広く一般に参加を呼びかける事業であること。 ・交付額以上の事業費で事業を実施すること。	30,000円

地域福祉活動開設費助成金	地域福祉活動団体	開設後、 1年未満	以下の全てを満たしていること。 ・ ボランティア団体、福祉活動団体、当事者団体、NPO 法人等に該当すること。 ・ 対象者であれば誰もが参加できる活動であること。	5,000 円
地域福祉活動開設費助成金	ふれあい ・いきいきサロン	開設後、 半年未満	以下の全てを満たしていること。 ・ 高齢者、障害者及び子育て中の親子などを対象に、居場所づくりの活動をしていること。ただし、子育てサロンは、世代間交流を伴う活動であること。 ・ 対象者であれば誰もが参加できる活動であること。 ・ 毎月、開催又は開催予定であること。	5,000 円
	地域 会食会	開設後、 半年未満	以下の全てを満たしていること。 ・ 高齢者を対象とした居場所づくりの活動及び食事の提供をしていること。 ・ 対象者であれば誰もが参加できる活動であること。	

2. 留意事項

(1) 地域福祉活動運営費助成金・地域福祉活動事業費助成金・地域福祉活動開設費助成金共通

① 本会のボランティアセンターにボランティア団体等情報カードを提出する。前年度に提出している場合は、更新をする。複数の対象団体が組織する協議会等で申請する場合の構成団体も同様とする。

② 活動実績の起算日は、その団体の会則が施行された日又は適用された日とする。

③ 主な対象事業

ア 地域における家事援助等の助け合い活動

イ 地域福祉推進に関する啓発事業・講演会・研修会

ウ 高齢者・障害者・乳幼児サロン等、地域における仲間づくり、生きがいに寄与する事業

エ レクリエーション事業

(2) 地域福祉活動運営費助成金

- ① 「地域福祉活動団体」「ふれあい・いきいきサロン」「地域会食会」の3つの区分のうち、2つ以上の区分に該当する対象団体は、希望する区分で申請することができる。
- ② 対象団体が年度の途中で別表に規定する活動実績を満たすこととなったときは、満たした月以降に助成金の交付の申請をすることができる。
- ③ 対象団体の前年度の収支決算において、繰越金額が総支出額の1/3を超えたときは、助成基準額の1/2を超えて申請することはできない。
- ④ 複数の対象団体が組織する協議会等により助成金の交付を申請することができる。この場合において、当該協議会等を構成する対象団体は、重複しているものとみなし、申請をすることができない。
- ⑤ 赤い羽根共同募金の配分金を財源とした助成金を活用して運営を行っている旨をチラシ、会報、収支決算書等に明記するなど、広報に努める。

記載例：「朝霞市社会福祉協議会 地域福祉活動運営費助成金」

(3) 地域福祉活動事業費助成金

- ① 事業を周知する際に「朝霞市社会福祉協議会 地域福祉活動事業費助成金事業」とチラシ等に明記する。

3. 対象経費

運営費	対象	家賃・光熱水費・人件費等の運営維持費、会場費、保険料、郵便料、謝礼、印刷費、材料費など
	対象外	スタッフ・ボランティアのみの飲食費・懇談会経費、領収書等がなく支払ったことを証明できないもの
事業費	対象	会場費、保険料、郵便料、謝礼、印刷費、材料費など

	対象外	スタッフ・ボランティアのみの飲食費・懇談会経費、領収書等がなく支払ったことを証明できないもの、事業に直接関係のない経費
開設費	対象	会場費、保険料、郵便料、印刷費、材料費、什器備品購入費など
	対象外	茶菓子、スタッフ・ボランティアの飲食費・懇談会経費、領収書等がなく支払ったことを証明できないもの、開設に直接関係のない経費

提出前の最終チェックリスト

✓	対象団体
	開設後、半年未満の団体ですか？
	毎月開催、または開催予定ですか？
	構成員（団体に登録している人）は 5人以上 ですか？
	構成員の過半数以上が 朝霞市民 ですか？
	活動拠点（主な活動場所、団体の事務所、代表者の住所など）は 朝霞市内 ですか？
✓	提出書類（申請）
	団体の概要が分かる書類が添付されていますか？
	使途及び金額が分かる書類（見積書、写真など）は添付されていますか？
✓	提出書類（請求）
	通帳のコピー（振込先、口座名義人がわかる箇所）は、添付されていますか？
	使途及び金額が分かる書類（領収書、写真など）は添付されていますか？

お問い合わせ・提出先

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会 地域福祉推進係

〒351-8560

朝霞市大字浜崎51-1 朝霞市総合福祉センター（はあとぴあ）

TEL:048(486)2485【直通】 FAX:048(486)2418

メール:chiiki@asaka-shakyo.or.jp



公式ホームページ